

參考資料

参考資料

資料－１ 大田区環境基本条例

平成 22 年 3 月 18 日
条例第 16 号

私たちの生活は、これまでに経験したことがないほど豊かで便利になった。一方、経済成長に伴う都市化、生活様式の変化は、自然環境にも大きな影響を加え、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、ヒートアイランド現象*などのさまざまな環境問題を引き起こしている。これらの環境に対する負荷の原因は、産業活動から日常生活に至るまで広い範囲にわたっている。特に、人間の活動による二酸化炭素等の温室効果ガス*の急激な増加は、地球規模での気候変動を引き起こし、人間の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼしている。

私たちは、日々の営みが環境に大きな負荷を与えていることを自覚し、生活様式及び事業活動のあり方からまちづくりに至るまでを環境保全の視点で見直す必要がある。地域社会のすべての人々が、相互に連携し協力しながら、一人一人の力を「地域力」として結集し、低炭素社会を始め、環境への負荷が少ない社会の実現に向けて積極的に行動しなければならない。その不断の行動により、未来の世代へ継承する良好な環境を育み、地域間交流や国際交流を通じて、環境の尊さを世界に発信する「環境先進都市おおた」を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、大田区（以下「区」という。）、区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区において良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるもの又はそのおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境への侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (3) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住む人、区内で働く人若しくは学ぶ人、区内に一時的に滞在する人又は区内を通過する人をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動（公益的な活動を含む。以下同じ。）を行うすべての団体又は個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民等が健康で安全かつ快適な生活をおくることができる良好な環境を確保し、これを未来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならないこと。
- (2) 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会を構築することを目的として行わなければならないこと。

- (3) すべての日常生活及び事業活動において、区、区民等及び事業者が常に相互に連携し、協力し合い、積極的に推進されなければならないこと。

(区の役割)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を策定し、実施する。

- (1) 地球温暖化の防止及び低炭素社会の実現に関すること。
- (2) ヒートアイランド現象*の対策に関すること。
- (3) 公害の防止に関すること。
- (4) みどり及び水辺環境の保護育成に関すること。
- (5) 自然環境及び生物多様性の保全並びに自然とのふれあいの推進に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (7) 廃棄物の減量及び適正処理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、次に掲げる事項に自ら努めなければならない。

- (1) 日常生活において、環境への負荷の低減に係る地球温暖化の防止、公害の防止及び自然環境の保全を図るなど環境の保全に配慮すること。
- (2) 前条の規定により区が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- (3) 他の区民等及び事業者と相互に協力し、地域の緑化、美化等の環境改善を図ること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、次に掲げる事項に自ら努めなければならない。

- (1) 事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に係る地球温暖化の防止に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずること。
- (2) 第4条の規定により区が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- (3) 事業活動に関し、区又は区民等に対して環境保全に関する情報及び環境への負荷に係る情報を提供すること。

(環境基本計画)

第7条 区は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大田区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民等及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、区は、環境基本計画を定めるに当たっては、第16条の規定により設置する大田区環境審議会の意見をあらかじめ聴かななければならない。

5 区は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、当該環境基本計画の変更について準用する。

(区施策と環境基本計画の整合性)

第8条 区は、事務事業を実施するに当たっては、前条の環境基本計画との整合を図るものとする。

(区民等及び事業者に対する要請)

第9条 区は、区民等及び事業者の活動が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、その行為者に対し、環境の保全について適切な配慮がなされるよう要請を行い、報告を求めることができる。

2 前項の要請を受けた者は、速やかに区に報告しなければならない。

(資源の循環的な利用等の推進)

第 10 条 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、区は、環境への負荷の低減を図るため、区民等及び事業者によるエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第 11 条 区は、環境の保全に関する情報を区民等及び事業者に対し、適切に提供するものとする。

(環境学習の推進)

第 12 条 区は、区民等及び事業者が環境の保全について理解が深められるよう、環境の保全に関する学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(区民等及び事業者の自発的な活動の促進)

第 13 条 区は、区民等及び事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(監視及び測定等)

第 14 条 区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国、東京都その他地方公共団体等との協力)

第 15 条 区は、環境の保全を図るため広域的な取組を必要とする場合は、国、東京都その他地方公共団体と協力してその取組の推進に努めるものとする。

- 2 区は、環境の保全を図るため必要がある場合は、大学又は研究機関と協力してその推進に努めるものとする。

(大田区環境審議会)

第 16 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定による区長の附属機関として、大田区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じて、次に掲げる事項（他の附属機関の権限に属するものを除く。）を調査審議し、区長に対して答申又は提言をするものとする。

(1) 第 7 条の環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項に関すること。

- 3 審議会は、区民、事業者、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって構成する。

- 4 委員の任期は 2 年以内とし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(大田区環境公害問題対策会議条例の廃止)

- 2 大田区環境公害問題対策会議条例（昭和 49 年条例第 17 号）は、廃止する。

■ 大田区環境審議会

氏名（敬称略、順不同）		区分	現職等
会長	藤倉 良	学識経験者	法政大学 教授
副会長	島田 正文		日本大学 教授
副会長	奥 真美		首都大学東京 教授
委員	内田 荘太郎	区民	公募区民
委員	大門 博		公募区民
委員	倉持 陽一		公募区民
委員	向達 壮吉		公募区民
委員	関 志穂		公募区民
委員	佐藤 大助 (H22.7.9~) 樋口 幸雄 (H22.6.30~H22.7.8)	事業者等	大田区自治会連合会 会長
委員	舟久保 利明		大田工業連合会 会長
委員	遠藤 孝一		大田区商店街連合会 会長
委員	田中 常雅		東京商工会議所 大田支部 会長
委員	野 啓子		大田区消費者団体連絡協議会
委員	谷 文枝		NPO法人 大田・花とみどりのまちづくり 理事
委員	坂野 達郎		大田区地球温暖化対策地域協議会 会長
委員	勝亦 聡 (H23.5.23~) 松本 洋之 (H22.6.30~H23.4.30)	区議会	大田区議会議員
委員	森 愛 (H23.5.23~) 松原 秀典 (H22.6.30~H23.4.30)		大田区議会議員
委員	須賀 隆行 (H23.8.19~) 及川 勝利 (H23.6.1~H23.7.31) 小栗 一郎 (H22.6.30~H23.3.31)	関係行政機関	東京都環境局環境政策部環境政策担当課長
委員	伊東 博巳	区職員	産業経済部 部長
委員	太田 誠一 (H23.4.1~) 堤 正廣 (H22.6.30~H23.3.31)		まちづくり推進部 部長
委員	赤阪 英夫 (H23.4.1~) 太田 誠一 (H22.6.30~H23.3.31)		都市基盤整備部 部長
委員	下遠野 茂 (H23.4.1~) 赤阪 英夫 (H22.6.30~H23.3.31)		環境清掃部 部長
委員	金子 武史		教育総務部 部長

大田区環境審議会規則

平成 22 年 3 月 31 日

規則第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大田区環境基本条例（平成 22 年条例第 16 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により設置する大田区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、同条例に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 区民 5 人以内
- (2) 事業者（民間団体を含む。） 8 人以内
- (3) 学識経験者 3 人以内
- (4) 区議会議員 2 人以内
- (5) 関係行政機関職員 2 人以内
- (6) 区職員 5 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から審議会の招集の請求があったときは、審議会を招集しなければならない。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は、これを公開とする。ただし、別に定める場合には、非公開とすることができる。

- 2 前項ただし書に規定する非公開に関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境清掃部環境保全課が担当する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(大田区環境公害問題対策会議条例施行規則の廃止)

- 2 大田区環境公害問題対策会議条例施行規則（昭和 49 年規則第 38 号）は、廃止する。

■ 策定の経緯

	大田区環境審議会	庁内検討会	区民参加
平成 22 年			
4 月			
5 月	環境審議会発足		
6 月	第 1 回環境審議会 諮問	第 1 回庁内検討会	
7 月			
8 月			
9 月		第 2 回庁内検討会	
10 月			
11 月	第 2 回環境審議会	第 3 回庁内検討会	大規模事業者アンケート調査 (11/1～11/19) 中小事業者ヒアリング調査 商店街ヒアリング調査 区民アンケート調査 (12/17～12/29) 商店街ヒアリング調査
12 月			
平成 23 年			
1 月		第 4 回庁内検討会	環境保全団体ヒアリング調査
2 月	第 3 回環境審議会		
3 月			
4 月			
5 月		第 1 回庁内作業部会 第 5 回庁内検討会	
6 月	第 4 回環境審議会		
7 月		第 2 回庁内作業部会	
8 月	第 5 回環境審議会	第 6 回庁内検討会	
9 月			
10 月	第 6 回環境審議会	第 7 回庁内検討会	
11 月			
12 月			パブリックコメント募集 (12/22～1/16)
平成 24 年			区民説明会 (1/12, 1/14)
1 月		第 8 回庁内検討会	
2 月	第 7 回環境審議会 答申	第 9 回庁内検討会	
3 月	大田区環境基本計画策定		

■ 大田区環境審議会への諮問内容

22 環保発第 10379 号
平成 22 年 6 月 30 日

大田区環境審議会 様

大 田 区 長

松 原 忠 義

下記の事項について、貴会の意見を伺いたいので、大田区環境基本条例
第 16 条第 2 項の規定に基づき諮問します。

記

諮 問 事 項

「大田区環境基本計画」策定について

■ 区長への答申内容

平成24年2月17日

大田区長
松原 忠義 殿

大田区環境審議会
会長 藤倉 良

「大田区環境基本計画」策定について

平成22年6月30日付け22環保発第10379号により、大田区環境審議会に対してなされた「大田区環境基本計画」策定については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得ましたので答申します。なお、大田区環境基本計画の策定及び実施にあたっては、当審議会は下記に留意すべきと考えることを申し添えます

記

大田区環境基本計画（以下、計画）の策定及び実施にあたっては、同計画の実行性を確保するため、以下について留意すること。

- 1 大田区役所の全部局が一体となって計画の推進及び運用を行うための庁内体制を整備すること。
- 2 区民及び事業者等が行政と協働して計画を推進するための体制を強化すること。
- 3 計画内容及びその進捗状況を区民に普及啓発するための施策を継続的に実施すること。
- 4 計画に記載された施策は可能なものから、すみやかに実施すること。
- 5 東日本大震災以降の情勢変化に鑑み、中間見直しまでの期間においても必要に応じて計画を適宜改訂すること。また、改訂にあたっては、区民及び事業者等の意見を十分な期間をとって聴取すること。

以上

資料－３ 進捗管理指標の一覧

進捗管理指標	現状 (平成 22 年度)	目標値 (平成 33 年度)
基本目標 A 環境と産業の調和の実現と好循環の創出		
①商店街における街灯の LED*化の取組み	31 商店街	継続
②「省エネ型ビジネススタイル実践中」ステッカーの掲出	実施	継続
③環境保全技術分野の新製品・新技術コンクール	表彰	継続
④海外都市との国際環境交流の実施	未実施	実施
基本目標 B 快適で安全な暮らしの実現		
①道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準*達成率 ^{※1}	66.7%	100%
②光化学スモッグ*通報の発令回数	5 回	0 回
③道路交通騒音の環境基準*達成率 ^{※2}	85.6%	100%
④一般環境測定局の二酸化窒素環境基準*達成率 ^{※3}	100%	100%
⑤呑川（山野橋・底層）の溶存酸素量	1.0mg/L	2.0mg/L
基本目標 C 低炭素社会の構築		
①大田区の温室効果ガス*排出量	3,261 千 t-CO ₂ (平成 20 年度)	2,200 千 t-CO ₂ (平成 32 年度)
②区民一人当たりの温室効果ガス*排出量	4.72 t-CO ₂ /人 (平成 20 年度)	3.12 t-CO ₂ /人 (平成 32 年度)
③一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率 ^{※4}	14.50% (平成 20 年度)	40% (平成 30 年度)
④太陽光発電*システムの設置件数	975 件	3,400 件 (平成 32 年度)
⑤電気自動車用急速充電設備の設置箇所数	2 箇所	20 箇所 (平成 32 年度)
⑥屋上緑化・壁面緑化*の実施件数	3,189 件 (100,907 m ²) (平成 21 年度)	3,500 件 (111,000 m ²) (平成 31 年度)
基本目標 D 自然共生社会の構築		
①コアジサンを知っている区民の割合	34.1%	70.0%
②自然環境調査に参加する区民の数	194 人	300 人

進捗管理指標	現状 (平成 22 年度)	目標値 (平成 33 年度)
③「緑の多さに満足している」と答えた区民の割合	54.40% (平成 20 年度)	65% (平成 32 年度)
④緑被率*	20.47% (平成 21 年度)	20.90% (平成 32 年度)
⑤空港臨海部埋立地での新たな公園・緑地の整備量	0ha (平成 21 年度)	5ha (平成 32 年度)
⑥直径 40cm 以上の樹木の本数 (公園・緑地、街路樹を除く)	10,224 本 (平成 21 年度)	12,500 本 (平成 32 年度)
⑦暮らしを支える身近な公園の充足率	97% (平成 20 年度)	98% (平成 32 年度)
⑧洗足池に集う野鳥の種類	21 種	38 種 (平成 30 年度)
⑨生物多様性に配慮した管理方法を取り入れる公園 の数	0 箇所	10 箇所
⑩ビオトープ*づくり等に取り組む区民活動団体数	6 団体	10 団体
基本目標 E 循環型社会の構築		
①区収集ごみ量	145,909 t (平成 21 年度)	122,324 t (平成 30 年度)
②リサイクル率	19.0% (平成 21 年度)	30.0% (平成 30 年度)
③持込ごみ量	65,031 t (平成 21 年度)	57,318 t (平成 30 年度)
基本目標 F 持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出		
①環境推進リーダーの人数	未実施	50 人
②子ども向けの環境学習プログラムの作成	未作成	作成・運用
③エコフェスタワンダーランドの参加人数	1,755 人 (32 団体)	2,000 人 (40 団体)
④ふれあいパーク活動団体数	126 団体	170 団体 (平成 32 年度)
⑤区民活動情報サイト (オーちゃんネット) の環境関 連登録団体数	100 団体	120 団体
⑥ (仮称) おおたエコプラザの整備	未整備	整備

※1 道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準達成率：二酸化窒素の環境基準を達成した道路沿道測定局の割合

※2 道路交通騒音の環境基準達成率：昼夜ともに基準値以下と推計される戸数割合

※3 一般環境測定局の二酸化窒素環境基準達成率：二酸化窒素の環境基準を達成した一般環境測定局の割合

※4 一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率：住宅の断熱性等の正確な把握は困難なため、住宅・土地統計調査における「全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅」により算定

資料－４ 温室効果ガス*排出量の推計手法

■ 現況排出量の推計手法

大田区の温室効果ガス*排出量には、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において開発された「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 区市共通版」に基づき算定された「特別区の温室効果ガス排出量」（平成 23 年 3 月）を用いています。

大田区の温室効果ガス*のほとんどを占めるエネルギー消費由来の二酸化炭素（CO₂）排出量については、エネルギー消費量に二酸化炭素（CO₂）排出係数*（エネルギー消費量あたりの二酸化炭素（CO₂）排出量）を乗じることで求めます。

<p>＜基本式＞</p> <p>二酸化炭素（CO₂）排出量（kg-CO₂）</p> <p>= エネルギー消費量（*）×二酸化炭素（CO₂）排出係数*（kg-CO₂/*）</p> <p>※エネルギー消費量：電気（kWh）、都市ガス（m³）、灯油（L）等</p>	
--	--

●エネルギー消費量の算定手法の概要

部門等		電力・都市ガス消費量の算定手法	電力・都市ガス以外の算定手法
産業部門	農業	燃料消費原単位（都）×農家数（大田区） ※燃料消費原単位は、東京都全体の値	
	建設業	建設業燃料消費量（都）×建築着工床面積（大田区）／（都） ※建設業燃料消費量は、東京都全体の値	
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■電力 電力・都市ガス以外と同様に算出 ■都市ガス 大田区への工業用供給量を計上 	業種別燃料消費原単位（都） ×業種別製造品出荷額（大田区）
民生部門（家庭）		<ul style="list-style-type: none"> ■電力 大田区における従量電灯、時間帯別電灯、深夜電力を推計し積算 ■都市ガス 大田区への家庭用都市ガス供給量を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ■LPG 世帯あたり LPG 消費量原単位（都） ×LPG 使用世帯数（大田区） ※都市ガス非普及エリアを考慮 ■灯油 世帯あたり支出金額（都） ÷灯油単価×世帯数（大田区）
民生部門（業務）		<ul style="list-style-type: none"> ■電力 大田区への供給量の内、他の部門以外を計上 ■都市ガス 大田区への商業用、公務用、医療用の供給量を計上 	建物用途別燃料消費量原単位（都） ×建物用途別床面積（大田区）
運輸部門	自動車	—	走行量あたりのエネルギー消費原単位（都）×大田区内走行量
	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ■電力 乗降者人員別電力消費原単位（鉄道会社別） ×区内乗降者人員数（大田区） 	—
廃棄物部門		—	大田区での収集量×プラ・繊維混入率 ×排出係数*

※ 消費原単位とは、LPG や各種燃料の消費量を床面積や製造品出荷額等の関連のある量で除した値。1 単位あたりどのくらいのエネルギーを使用したのかが分かれば、同様の施設・設備におけるエネルギー消費量を類推することができます。

資料：「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 区市共通版」に基づき作成

■ 2020年度二酸化炭素（CO₂）排出量（趨勢ケース）の推計手法

今後、追加的な地球温暖化対策を講じない場合を想定した2020年度の二酸化炭素（CO₂）排出量（趨勢ケース）は、以下に示す計算式に基づき、現況推計で対象とした部門別にそれぞれ推計します。各部門の将来の活動量については、人口や世帯数など区が独自に予測を行っている場合は当該予測値を採用し、それ以外においては主にこれまでのトレンド*に基づく予測値を適用しています。

趨勢ケースの二酸化炭素（CO₂）排出量推計手法

二酸化炭素（CO₂）排出量 ₍₂₀₂₀₎	
= 活動量 ₍₂₀₂₀₎ × エネルギー消費原単位 _(現況) × 二酸化炭素（CO₂）排出係数 _{(現況)*}	

●2020年度における区内活動量の考え方

部門	活動量指標	2020年度における活動量の想定	2008年度値（実績）	2020年度値（想定）	
産業部門	農業・水産業	農家戸数	2008年度と同等	12戸	12戸
	建設業	新築着工床面積	2008年度と同等	約85万㎡	約85万㎡
	製造業	製造品出荷額	2008年度と同等	約7,796億円	約7,796億円
産業部門	—	—	—	—	
民生部門	家庭	世帯数	区予測値の利用	331,288世帯	386,692世帯
		世帯当たりエネルギー消費量	トレンド*予測をもとに設定	33.9GJ/世帯	26.9GJ/世帯
	業務	建物の床面積	トレンド*予測+既知の新規大型案件	約671万㎡	約775万㎡
民生部門	—	—	—	—	
運輸部門	自動車	二酸化炭素（CO ₂ ）排出量	トレンド*予測をもとに設定	623千t-CO ₂	533千t-CO ₂
	鉄道	電力消費量	2008年度と同等	12.9万MWh	12.9万MWh
運輸部門	—	—	—	—	
廃棄物部門	世帯当たりごみ焼却量	世帯数	区予測値の利用	331,288世帯	386,692世帯
		世帯当たりごみ焼却量	トレンド*予測をもとに設定	0.61t/世帯	0.59t/世帯

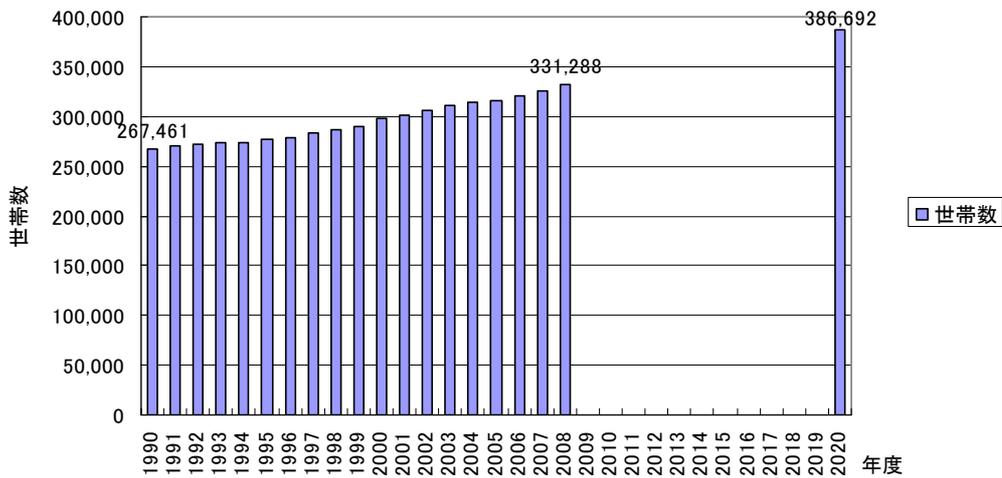
※エネルギー消費効率や炭素集約度（電力会社の電源構成）は現状推移を想定。

※世帯あたりごみ焼却量は、「特別区の温室効果ガス排出量」の算定上で適用される大田区のごみ焼却量に基づく値。

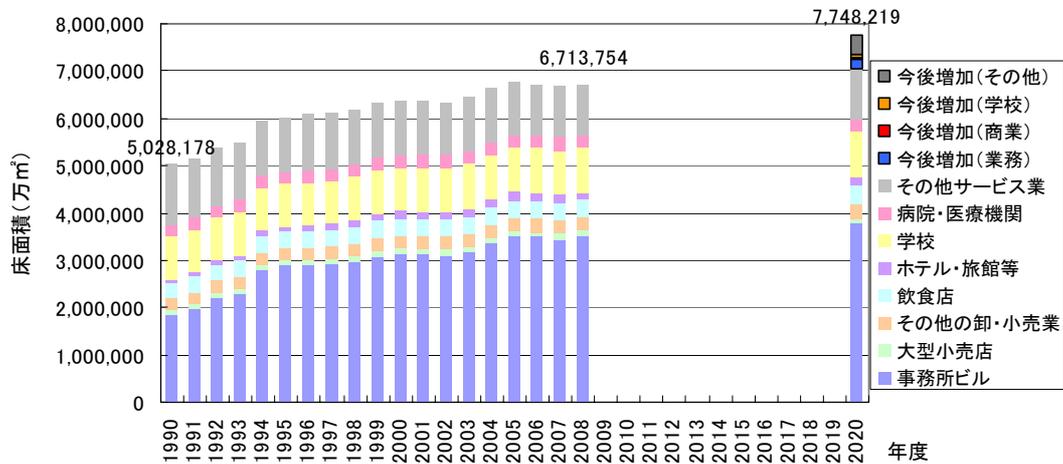
●世帯数及び業務系床面積の推移

		1990年度	1995年度	2000年度	2005年度	2008年度	2020年度	
世帯数		267,461	276,436	297,340	316,010	331,288	386,692	
業務系 床面積 (㎡)	事務所ビル	1,842,780	2,879,391	3,129,866	3,510,730	3,512,317	3,771,420	
	大型小売店	100,867	109,769	136,358	97,701	121,432	122,884	
	その他の卸・小売業	253,340	267,631	253,065	277,883	281,993	287,403	
	飲食店	308,311	345,344	372,829	372,197	372,753	398,563	
	ホテル・旅館等	93,683	114,437	152,489	187,676	143,089	187,200	
	学校	909,894	913,524	906,166	920,976	942,386	942,386	
	病院・医療機関	242,688	251,763	265,857	286,744	280,827	280,827	
	その他サービス業	1,276,615	1,159,924	1,134,210	1,109,710	1,058,957	1,062,003	
	今後増加	業務	—	—	—	—	—	195,713
		商業	—	—	—	—	—	34,903
学校		—	—	—	—	—	67,784	
その他		—	—	—	—	—	397,133	
床面積合計		5,028,178	6,041,784	6,350,840	6,763,618	6,713,754	7,748,219	

資料：「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 区市共通版」、大田区資料をもとに作成



●世帯数の推移



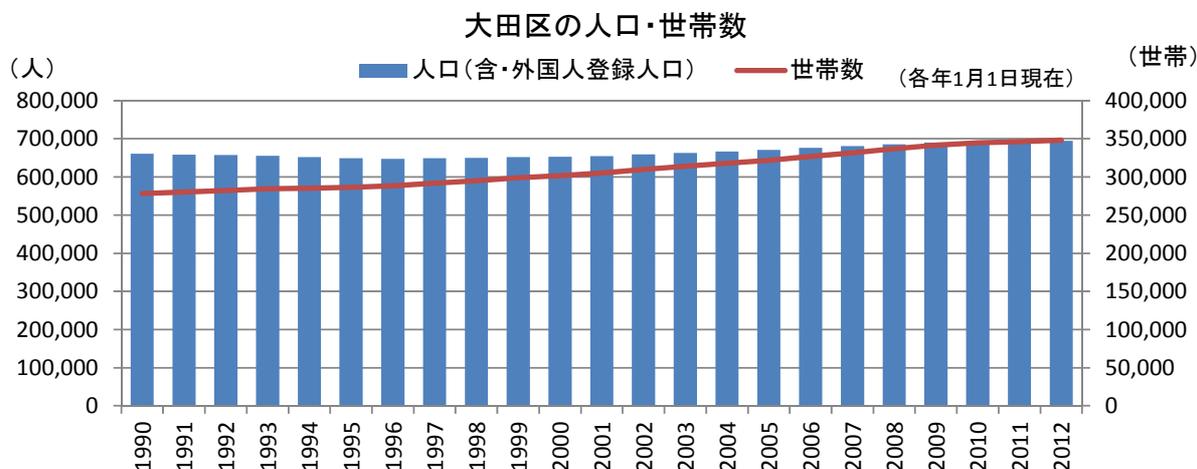
●業務系床面積の推移

資料－５ 大田区環境行政のあゆみ

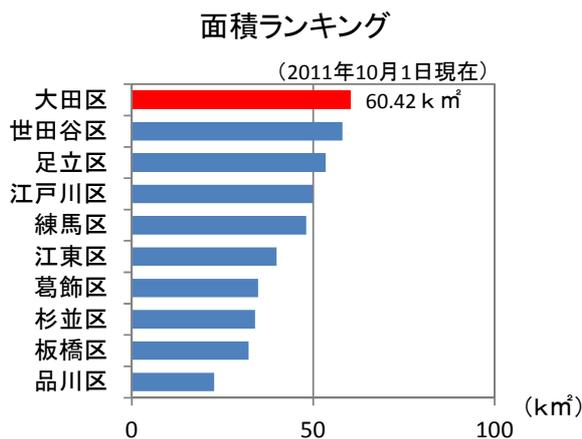
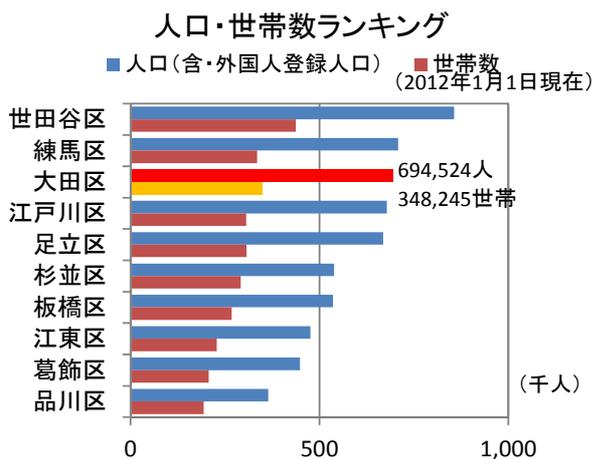
西暦年	大田区	(参考) 国	(参考) 東京都
1967年		公害対策基本法 制定	
1968年		大気汚染防止法 制定 騒音規制法 制定	
1969年	公害課 設置		東京都公害防止条例
1970年		公害防止事業費事業者負担法制定 海洋汚染防止法 制定 廃棄物処理法 制定 公害紛争処理法 制定 水質汚濁防止法* 制定 公害罪法 制定	東京都公害局 設置
1971年		公害財特法 制定 悪臭防止法 制定 公害防止組織整備法 制定	「ごみ戦争」宣言東京都ごみ戦争対策本部 設置
1972年	公害問題総点検会議	自然環境保全法 制定	
1973年		公害健康被害補償法 制定	
1974年	公害問題対策会議		
1976年		振動規制法 制定	
1979年		省エネルギー法 制定	
1980年			東京都環境影響評価条例
1983年		浄化槽法 制定	
1984年		湖沼水質保全特措法 制定	
1986年	大田区環境公害問題対策会議		
1987年			東京都環境管理計画 策定
1988年		オゾン層保護法 制定	
1991年		資源有効利用促進法 制定	
1992年		自動車NOX特措法 制定 野生生物種保存法 制定 有害廃棄物輸出入規制法 制定	東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例(廃棄物条例)
1993年		環境基本法 制定 アジェンダ21行動計画 閣議決定	
1994年	エコシティ大田推進会議	気候変動枠組み条約 環境基本計画 閣議決定	東京都環境基本条例
1995年		容器包装リサイクル法 生物多様性国家戦略 決定	
1996年	大田区役所エコオフィス推進プラン 策定		
1997年		RPS法 制定 環境影響評価法 制定 京都議定書 締結	東京都環境基本計画 策定
1998年		家電リサイクル法 制定 地球温暖化対策推進法 制定	
1999年	地球環境保全のための大田区行動計画 おおたエコプラン 策定	ダイオキシン対策特措法 制定 PRTR法 制定	
2000年	大田区役所エコオフィス推進プラン(5年計画) 改定 大田区緑の基本計画 策定	グリーン購入法 制定 循環型社会形成推進基本法 制定 建設リサイクル法 制定	清掃事業の特別区への移管 東京都環境局 発足

西暦年	大田区	(参考) 国	(参考) 東京都
		食品リサイクル法 制定 第2次環境基本計画 策定 瀬戸内海環境保全基本計画 改定	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例) 東京の自然の保護と回復に関する条例(自然保護条例)
2001年		環境省発足 フロン回収破壊法 PCB廃棄物処理特措法 制定	
2002年		新生物多様性国家戦略 策定 バイオマス・ニッポン総合戦略 閣議決定 土壌汚染対策法 制定 自動車リサイクル法 制定 鳥獣保護法 改正 自然再生推進法 制定	東京都環境基本計画 策定 東京都廃棄物処理計画 策定
2003年		循環型社会形成推進基本計画閣議決定 環境教育推進法 制定	ディーゼル車規制 開始
2004年		外来生物法 制定 景観法* 制定	
2005年	大田区役所エコオフィス推進プラン(5年計画) 改定	京都議定書 発効 京都議定書目標達成計画 閣議決定	
2006年	大田区一般廃棄物処理基本計画 策定	バイオマス・ニッポン総合戦略 改訂 第3次環境基本計画	東京都再生可能エネルギー*戦略 策定
2007年	大田区地球温暖化対策地域推進計画 策定	21世紀環境立国戦略 エコツーリズム推進法 第三次生物多様性国家戦略 閣議決定	東京都気候変動対策方針 策定 緑の東京10年プロジェクト基本方針 策定
2008年		第2次循環型社会形成推進基本計画 京都議定書目標達成計画 改定 生物多様性基本法 制定 洞爺湖サミット 開催 低炭素社会づくり行動計画 閣議決定	
2009年		バイオマス活用推進基本法 制定 ニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、わが国の目標として、温室効果ガス*排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明	
2010年	大田区役所エコオフィス推進プラン(5年計画) 改定 大田区環境基本条例	生物多様性国家戦略2010 閣議決定 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案 ~環境大臣試案~ 公表 バイオマス利活用推進基本計画 策定	温室効果ガス*排出総量削減義務と排出量取引制度 開始
2011年	大田区緑の基本計画(グリーンプランおおた) 改訂 大田区一般廃棄物処理基本計画 改訂		東京都電力対策緊急プログラム 策定

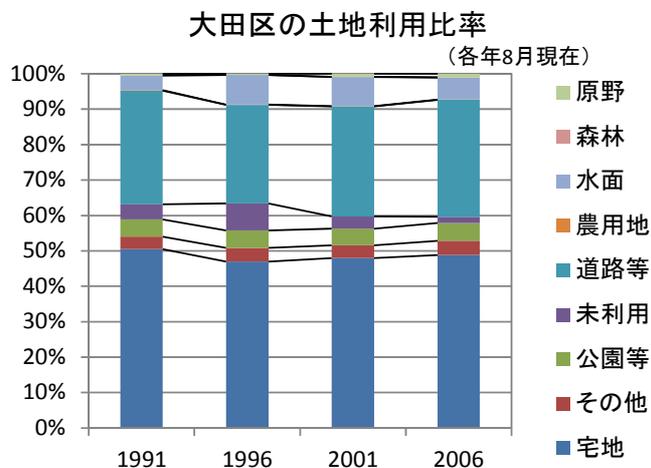
資料－6 大田区のデータ



資料：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、東京都「住民基本台帳による世帯と人口」、東京都「外国人登録人口」



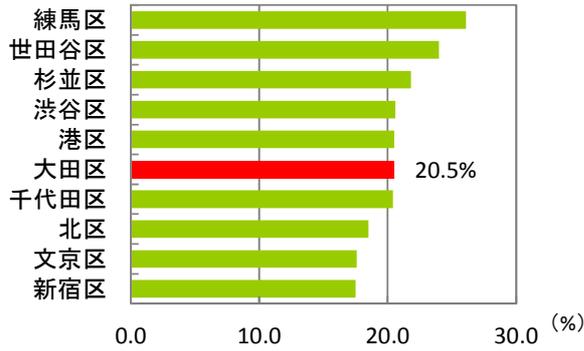
資料：東京都「住民基本台帳による世帯と人口」 資料：国土地理院「平成23年全国都道府県市区町村別面積調」



資料：東京都「東京都統計年鑑」

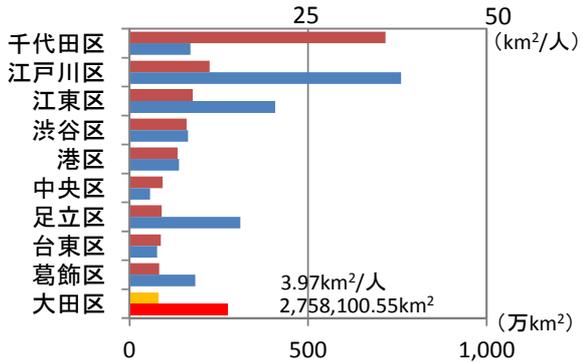
参考資料

緑被率ランキング



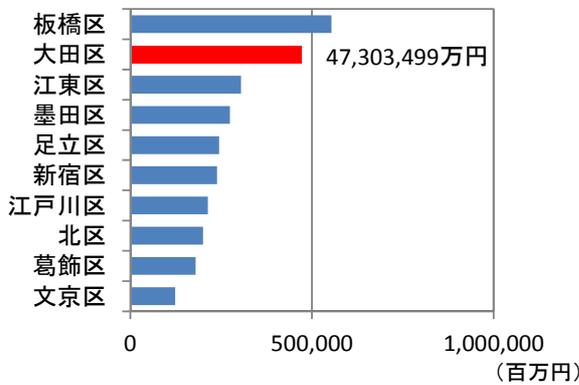
資料：大田区「グリーンプランおおた」

公園面積ランキング (2011年4月1日現在)

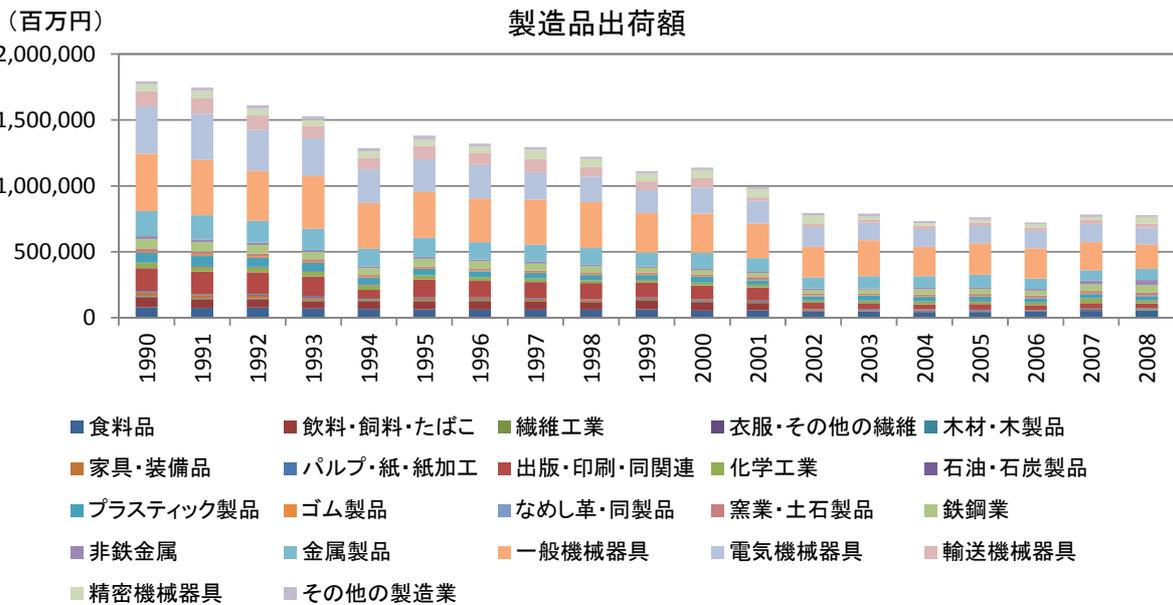
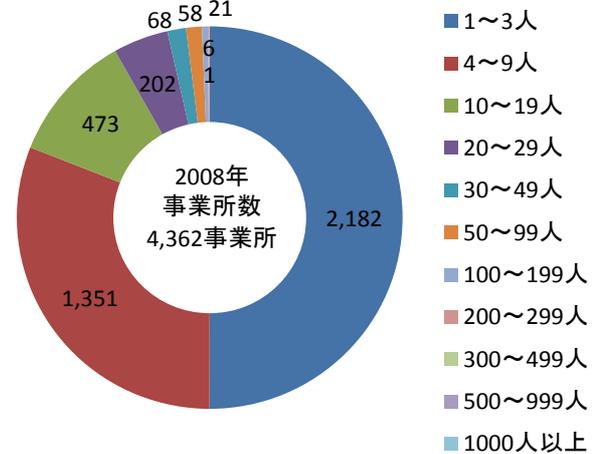


資料：東京都東京都建設局公園緑地部管理課「公園調書」

2010年製造品出荷額ランキング



2008年従業員規模別事業所数



※上記の製造品出荷額を調査する「工業統計調査」には、全数調査年（西暦末尾0、3、5、8）と非全数調査年（従業者数4人以上）があります。従業員規模別事業所数は全数調査を掲載するため2008年の値を適用。
資料：東京都「東京の工業 工業統計調査」

資料一七 用語解説

アルファベット／数字

BDF

廃食用油から作られる軽油代替燃料の総称で、Bio Diesel Fuel の略です。

化学処理を行ったのち、ディーゼルエンジンの燃料として用いられ、ゴミ収集車やバス、自動車などに活用されています。

BEMS

ビルエネルギー管理システム（Building and Energy Management System）の略で、ビルの照明や空調設備などのエネルギー消費の効率化を図るシステムのことです。建物内に配した各種センサーにより温度や湿度などを感知し、室内環境に合わせて機器や設備の運転を最適に制御・管理するものです。

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、河川の水質汚濁の指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物（好気性バクテリア）が酸化分解するときに必要な酸素量で、有機物の量を表した値です。また、微生物の代わりに化学物質の酸化剤を用いて測定する COD（Chemical Oxygen Demand）も、水質汚濁の指標として使用されることがあります。

CNG

Compressed Natural Gas の略で圧縮天然ガスのことです。

天然ガスは、化石燃料の中で二酸化炭素（CO₂）の排出量が最も少なく、また大気汚染物質も少ないクリーンなエネルギーです。

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されています。気候変動枠組条約の外、生物多様性や砂漠化対処条約などの

締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入ります。

CSR

CSR とは、Corporate Social Responsibility の略で、「企業の社会的責任」の意味です。

DO

水中に溶解している酸素の量のこと、代表的な水質汚濁状況を測る指標の 1 つ。

一般に魚介類が生存するためには 3mg/L 以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/L 以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生すると言われています。

ESCO 事業

Energy Service Company の略。工場やオフィスビル、商業施設、公的施設などに対して省エネに関する包括的なサービスを提供する事業のことです。サービスを提供する会社は、顧客に省エネシステム等を提供しランニングコストを下げるかわりに、軽減した電気代などの光熱水費から一定の割合を受け取ります。提供する会社が顧客の光熱水費の削減に失敗した場合でも、顧客には負担がかからない仕組みになっています。

GWP

GWP : Global Warming Potential の略であり、地球温暖化係数とも呼ばれます。二酸化炭素（CO₂）を基準とした各ガスの温室効果の大きさを表しています。（例：メタン（CH₄）の温室効果は CO₂ の 21 倍）

HEMS

住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System）を意味し、住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するための次世代システムのことです。

LED

LED とは発光ダイオード（Light Emitting Diode）を意味し、電気を流すと発光する半導体の一種。現在、携帯電話など電子機器のバックライト、大型ディスプレイ、道路表示器、信号機などを中心に普及していますが、一般照明用光源としても普及しはじめています。他の白熱灯などの照明と比較して、寿命が長く、消費電力が少ないことから、省エネにつながります。

MSDS 制度

MSDS 制度とは、Material Safety Data Sheet の略で、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象化学物質又はそれを含有する製品を他の事業者へ譲渡又は提供する際には、その化学物質の特性及び取扱いに関する情報（MSDS：化学物質等安全データシート）を事前に提供することを義務づける制度です。

NGO/NPO

非政府組織（NonGovernmental Organization）／非営利組織（NonProfit Organization）の略です。NGO は、政府間の協定によらずに創立された、民間の国際協力機構のことです。NPO は、政府や私企業とは独立した存在として、区民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。

PRTR 制度

PRTR 制度とは、Pollutant Release and Transfer Register の略で、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者が把握して国に届出を行い、国が集計して公表する仕組みです。

PDCA サイクル

計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し

(Action) を繰り返しながら、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法を指します。

3R (スリーアール)

「リデュース (Reduce : ごみの発生抑制)」、「リユース (Reuse : 再使用)」、「リサイクル (Recycle : 再資源化)」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指します。

5S 活動

職場環境維持改善のためのスローガンで、整理 (せいり)・整頓 (せいとん)・清掃 (せいそう)・清潔 (せいけつ)・躰 (しつけ) の 5 項目の活動を指します。

ア 行

アイドリングストップ

自動車やオートバイが無用なアイドリングを行わないことを意味する和製英語で、停車時エンジン停止とも呼ばれます。エンジン停止による燃料節約と排ガス削減、二酸化炭素 (CO₂) 削減の効果があります。

アドプト制度

地元企業や住民等が、地元の道路や川のような公共施設を自分たちで定期的に清掃活動を行うアメリカ生まれのボランティア制度です。

区では、町会・自治会、区民グループ、学校、企業が、道路や公園などの公共施設の清掃、除草などを行う、公共施設アドプト制度を制定しています。

移入種 (外来種)

人為により自然分布域の外から持ち込まれた種をいいます。自然に分布するものと同種であっても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれます。「外来種」と同じような意味ですが、「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多いです。

国内では一部で移入種の駆除が進められているほか、移入種対策のための「外来生物法」が制定され、生態系等に悪影響を及ぼして

いることが明らかな移入種 (外来種) として 32 種が「特定外来生物」として第一次指定されています。

インバータ

インバータとは直流電力を交流電力に切替える変換装置で、周波数を制御することでモーターや照明などのロスが少ない安定的な運転ができ、省エネにつながります。

雨水浸透ます

雨水を地下に浸透しやすくする施設のことで、底面に碎石を充填し、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる枡のことで

エコアクション 21 (EA21)

環境省が創設した環境マネジメントシステムの規格のひとつです。ISO14001 の規格を基本としていますが、中小事業者でも取り入れやすいようにするため、システムの構築が ISO14001 より容易なものとなっています。

エコステージ

「エコステージ」(Eco Stage) は、ISO14001 の意図を踏まえつつ、それを補完し発展させることで、「経営とリンクした環境マネジメントシステム」の構築や、それを段階的に成長させることで、更に高度な経営管理システムの実現を目指すものです。

中小規模の組織に対しては、環境経営システムの基本骨格のみを導入するステージも用意され、環境経営への取組みを容易にする工夫もなされています。

エコツーリズム

訪問先の自然環境を破壊することなく、その土地特有の自然・生活文化などの資源を持続させていくような旅行の概念のことをいいます。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素 (CO₂) や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼び掛けています。

主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の順守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の

点検などがあげられます。

エコポイント制度

消費者が購買時に選択する環境配慮行動に対して付与されるサービスまたは環境配慮行動促進のための仕組みをいいます。ポイントの蓄積によって、一定のポイント数に応じて景品等と換えたり、商品購入や寄付に代えたりできるので、ポイントを蓄積できる行為が環境配慮行動に特化したポイント制度です。

エコロジカルネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待されます。

エネルギーの高度利用

ヒートポンプや天然ガスコージェネレーション、燃料電池等により、エネルギー効率の飛躍的な向上を図る利用形態を指します。

エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)

エネルギーを効率的に使用するため、工場や建築物、機器、運輸、家庭などで省エネを進めるための措置を定めた法律。昭和 54 年に制定されました。平成 10 年の改正では、自動車の燃費基準や電気機器などのトップランナー基準が導入されました。平成 17 年の改正では、民生・業務部門での省エネ対策を強化するため、1) 工場・事業場におけるエネルギー管理の一本化、2) 運輸分野における省エネ対策の導入、3) 建築物対策の強化などが行われました。平成 20 年の改正では、事業者単位でのエネルギー管理を義務づけ、コンビニなどにも拡大した外、住宅・建築物の省エネ対策を強化、拡充しました。

エネルギーの自立化

地域のエネルギーはその地域で賄うことを指します。

屋上緑化・壁面緑化

建築物等の屋上などに植物を植えて緑化することを屋上緑化といいます。同じように、建築物等の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。

緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表の温度を高める効果を持つガスをいいます。

温室効果ガスには二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、フロンガス等があります。

カ行

カーボンオフセット

省エネ活動を実行した上でもなお発生してしまう二酸化炭素(CO₂)を、自然エネルギー事業や植林、森林保護の推進などによる二酸化炭素(CO₂)排出量の削減・吸収量を用いて、打ち消したり、削減しようとするものです。

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担することを指します。

循環型社会形成推進基本法では、事業者の責務において拡大生産者責任の考え方を取り入れています。

合併処理浄化槽

沈澱分離や微生物の作用等によって、し尿及び生活雑排水(厨房排水、洗濯排水等)を一緒に処理し放流する施設のことです。また、し尿のみを処理する施設のことを単独処理浄化槽といいます。

環境家計簿

家庭における電気やガスなどの使用量より、二酸化炭素(CO₂)の排出量を把握し、家庭からの環境負荷を認識することで、環境に

良い行動を促すための取り組みです。

環境基準

環境基本法により国が定めているもので、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされている基準のことです。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音の4つについて基準が定められています。

環境マネジメントシステム

企業・組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させることを目的とし、環境保全の方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して方針等を見直すという、一連の管理の仕組みのことをいいます。

ISO14001は、平成8年9月に国際標準化機構(ISO)によって制定された環境マネジメントに関する国際規格のことで、環境マネジメントシステムの構築と運用を求める国際規格のことです。

間伐

植林してある程度育った後、主な木の生育を助けたり、採光をよくしたりするために、適当な間隔で伐採することです。

クリーンエネルギー自動車

石油代替エネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで排気ガスを全く排出しない、または排出しても量が少ない車をクリーンエネルギー自動車といいます。

具体的には、電気自動車や天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車などが挙げられます。

グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者をいいます。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者を指します。

グリーン電力

太陽光や風力、バイオマス、小規模水力などの自然エネルギーや

再生可能エネルギーによって発電された電力を指します。

グリーン電力証書

自然エネルギーや再生可能エネルギーにより発電された電気の環境付加価値に対し、取引するための形をつけたものが「グリーン電力証書」であり、証書を保有する企業・団体は、記載されている発電電力量相当分の環境改善を行い、自然エネルギーの普及に貢献しています。

クレジット

温室効果ガス排出量の削減義務が科せられた主体(国や企業等)間で、対策による温室効果ガス削減量を相互にあるいは市場を介して取引可能にするための形を付けたものが「クレジット」です。

京都議定書に基づき国連が認証するCER(Certified Emission Reduction)のほかに、日本独自の制度として、オフセット・クレジット(J-VER)、グリーン電力証書などがあります。

景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律であり、日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年に制定されました。

内容として以下を定めます。(1)良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務。(2)景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制。(3)景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全。(4)景観重要公共施設の景観計画に即した整備。(5)景観地区の指定等都市計画との調整。(6)景観協定、景観整備機構等の仕組み。

系統電力

電力系統の安定運用のために、給電指令のもとで必要に応じて需給制御、電圧・周波数調整等ができる電源から供給される電力のことをいい、それ以外を分散型電源といいます。

コージェネレーション

燃料を用いた発電と同時に、排熱を利用した空調や給湯を行うシステムを指します。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭素水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン等の酸化性物質の総称です。光化学オキシダントによる大気汚染は光化学スモッグといわれ、目がチカチカするといった人体的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するなどの影響が指摘されています。

光化学スモッグ

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた「光化学オキシダント」や視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいいます。

高効率給湯器

高効率給湯器とは、エネルギーの消費効率に優れた給湯器のことです。これらを利用することで、省エネや地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素（CO₂）を減らすことができ、地球環境保全への貢献に役立ちます。

高効率給湯器には、二酸化炭素（CO₂）冷媒ヒートポンプ（通称エコキュート）、潜熱回収型給湯器（通称エコジョーズ）、ガスエンジン給湯器（通称エコウィル）、家庭用燃料電池（通称エネファーム）などがあります。

交通需要マネジメント

区民・事業者が交通行動を見直し、自動車の効率的利用、バスや鉄道などの公共交通機関への利用転換、移動時間や移動経路の変更などを進めることにより円滑な交通の流れを実現し、環境の改善や地域の活性化をめざす取組みのことをいいます。

国分寺崖線

多摩川が10万年以上かけて武蔵野台地を削り取ってきた段丘のことで、立川市から国分寺市、調布市を經由し世田谷区から大田区へと続く、約30kmの崖の連なりをいいます。

固定価格買取制度

Feed-in Tariffs（FIT、固定価格

買取制度）とは、エネルギーの買い取り価格（タリフ）を法律で定める方式の助成制度です。主に再生可能エネルギーの普及拡大と価格低減の目的で用いられます。

固定発生源

大気汚染の発生源のうち、移動性のないものを「固定発生源」と呼び、工場、事業場がこれに相当します。これに対し、移動しながら汚染物質を排出する自動車などは「移動発生源」と呼ばれます。

サ行

サイクルアンドバスライド

郊外のバス停のごく近くに駐輪場を設け、自宅からバス停までを自転車、そこからバスに乗り換えて目的地に向かってもらおうとすることです。バス利用者の利便性の向上、バス利用の促進、自家用車からバス利用への転換による交通混雑の緩和やそれに伴うバスの定時性の向上などをねらいとしています。

再生可能エネルギー

自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー（自然エネルギー）のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり二酸化炭素（CO₂）を排出しないため、クリーンなエネルギーです。

具体的には、平成21年（2009年）7月に成立した「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（エネルギー供給構造高度化法）において、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、及びバイオマスが再生可能エネルギー源として規定されています。

自然エネルギー

再生可能エネルギーとほぼ同義。再生可能エネルギー源が法によって具体的に定められているのに対して、自然エネルギーは自然界から取り出すことのできるエネルギー全般を指します。

社寺林

寺院や神社の敷地内にある樹林のことです。「鎮守の森」とも呼ば

れ大切に守られてきたため、昔ながらの植物が保存されており、その土地の本来の姿をとどめている森林（潜在植生）である場合が多くみられます。今日では平野部の貴重なみどりとなっています。

しゅんせつ

河川、池、湖沼、港湾などの水域の本来の深さを回復するために、水底に堆積したごみ、泥、土砂、ヘドロなどをさらい、取り除くことです。

省エネルギー機器

快適な生活を維持するためのエネルギーを消費する機器で、機能や効用を保持しながらエネルギー消費が減少するものを省エネルギー機器といいます。

焼却残渣

ごみ焼却施設から焼却後に出る焼却灰、飛灰の総称のことです。

新エネルギー

平成9年に施行された新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法において、新エネルギー利用等として規定されているエネルギーのことです。一般には、太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギー、ごみ焼却余熱などのリサイクルエネルギーなどを行い、エネルギーの新利用形態であるコージェネレーションシステムや燃料電池なども含まれています。

親水護岸

水に親しみやすくすることに配慮した形状の護岸のことをいいます。この護岸は、勾配をゆるくしたり階段を設置したりするなど、子どもや高齢者等でも水に触れられるような構造になっています。

水源かん養林

良質な水源を確保していくために必要な森林のことをいいます。水源地の周辺にあり、水源の確保、洪水の防止、河川の保護、さらには自然の自浄作用による水質浄化など、「みどりのダム」とも呼ばれる重要な役割を果たしています。

水質汚濁防止法

「公共用水域の水質の保全に関

する法律（1958）」及び「工場排水等の規制に関する法律（1958）」を廃止して、1970年に制定されました。

水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出及び地下水への浸透を規制。さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としています。

また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしています。なお、同法で規制される「排水」は、特定事業場から公共用水域に排出される水のことです。

スカム

処理施設の槽の水面に浮上した固形物や油脂分の集まったものをいいます。

スマートコミュニティ

太陽光や風力など再生可能エネルギーの最大限活用に加え、エネルギーの消費を最小限に抑えていく社会を作るために有効なまちづくりの手段。

具体的には、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムをいいます。

生態的ポテンシャル

ある環境が生態的にみて本来生息可能な種数や個体数などの可能性として持っている能力、潜在的な力のことをいいます。

絶滅種

世界的に、若しくはある特定の地域において、過去に存在しながら現在では何らかの理由で生育・生息しなくなった種を指します。

絶滅（狭義の絶滅）とは過去には日本国内に生育・生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含めて既に絶滅したと考える種を指します。ニホンオオカミ、オキナワオオコウモリ等がこれにあたります。

ゼロエミッション

ゼロエミッションとは、国連大学が1994年に提唱した概念で、

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムを指します。

ソーラーシステム

太陽熱を利用して、冷暖房や給湯などを行う設備・装置のことです。

タ行

ダイオキシン類

ごみの焼却などにより非意図的に生成する副生成物です。有機塩素化合物の一種で、塩素原子の数と位置により多数の異性体があります。このうち2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されています。

太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のことです。光を電気信号に変換する光電素子を利用し、太陽光が当たったとき発生する電力をエネルギー源として使用できるようにしたものです。

現在実用化されている技術では、照射された太陽エネルギーの約15%を利用することができるものもあります。太陽光発電は、太陽エネルギーを電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットがあります。

太陽光発電システムの自立運転機能

太陽光発電システムの自立運転機能とは、停電時でも太陽光発電によって電気を使えるようにする機能のことです。現在販売されるシステムのほとんどに自立運転コンセントが付けられており、様々な家電製品を使うことができます。

ただし、同時に使えるのは1,500W程度までで、曇天時や雨天時には使える電気が少なくなることに注意する必要があります。

厨芥

台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみ。

抽水植物

水生植物のうち、水底に根を張り、茎の下部は水中にあるが、茎か葉の少なくとも一部が水上に突き出ているものをいいます。

ヨシ、ガマ、マコモ、コウホネなどのほか、アシカキのように伸びた茎が水面に浮んで匍匐する半抽水植物や、シオクグのように汽水域の潮間帯に生育する植物を含みます。

低公害車

従来の自動車に比べ大気汚染物質の排出量等が低いなど、環境への負荷が少ない自動車の総称です。主に、ガソリンや軽油に代わる燃料をエネルギーとする自動車のことで、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車等があります。また、平成12年度の排出ガス規制値を75%低減している超低排出ガス車等も含まれます。

冬季湛水

冬季も水を張っている水田のことをいいます。

通常は乾田状態となる冬季の水田に水を張ることで、湿地に依存する多様な生き物の生息環境の確保につながります。農業生産と生態系保全の両立を図る試みとして注目されています。

透水性舗装

水の浸透能力のある舗装のことで、普通の舗装より雨水が舗装の表面を流れずに地下へ浸透しやすくなり、雨水の流出抑制や地下水のかん養などの効果があります。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生き物をいいます。

特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられます。

都市緑地法

都市の緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形

成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正により改称したものです。

都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規程しています。

トレンド

現状の施策を継続して実施し、新たな施策を行わない場合の将来の推計値。

ナ行

内分泌攪乱化学物質

動物の生体内に取り込まれた場合に、その生体内で本来営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のことで、別名、環境ホルモンといわれています。動物体内のホルモン作用を攪乱するため、生殖機能の障害や悪性腫瘍を引き起こす可能性が指摘されています。

南北崖線

城北から都心を通り城南に至る武蔵野台地東端の崖線をいいます。

ハ行

パークアンドバスライド

目的地まで自家用車を利用して直接行かずに、近くのバス停まで自家用車を利用し、そこからバスに乗り換えて目的地まで行くシステムのことで、都市中心部の自動車交通の集中を防ぐために利用されています。

ばい煙

一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いですが、大気汚染防止法(1968)では、「硫酸化合物」、「ばいじん」、「有害物質」と定義しています。

ばい煙は、同法による規制対象物質で、対策として排出基準(一般排出基準、特別排出基準、都道府県の上乗せ基準)、総量規制基準、燃料使用基準が設けられており、それらを排出する施設が指定され、

規制されています。また、「有害物質」については、燃焼のみに限らず広く有害物質を発生する工程を含む施設が規制されています。

バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、有機性廃棄物(生ゴミ等)や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガスをいいます。主な成分はメタンが60~70%、二酸化炭素(CO₂)が30~40%、その他微量の窒素や酸素、硫化水素及び水等を含みます。

バイオマス

もともと生物(bio)の量(mass)のことで、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多いです。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海藻、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物があります。

排出係数

電力やガソリンなどのエネルギーを消費した際に、CO₂をはじめとした温室効果ガスが発生します。このエネルギー消費量から温室効果ガス排出量に換算するための係数が排出係数です。

ハイブリッド車

エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車です。

バグフィルター

排出ガスの処理装置のひとつです。代表的なる過集じん装置で、ろ材として織布または不織布を用い、これを円筒状にして工業用集じんに活用されるものをバグフィルターと称します。

ハリアフリー

障害者や高齢者が利用・生活する上で、妨げとなる段差や仕切りをなくす等の配慮をすることで、歩道の段差の解消やスロープ等の整備等があります。

ピークカット

電力ピーク時間帯の熱源動力負

荷をカットすることです。

ピーク時はおおむね昼から午後にかけてであり、ピーク需要を減らすことは、二酸化炭素排出量の多い石油火力発電所の電力を減らすことにつながり、地球温暖化対策という観点から重要な取組みといえます。

ヒートアイランド現象

都市独特の気候現象で、都市中心部の気温が局地的に高くなる現象のことをいいます。人口の都市への集中による大気を冷やす森林や畑の減少、エアコンなどの人工的な排熱の増加で、都市部に熱が溜まるために起こります。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ(Bio)」と場所を示す「トープ(Tope)」の合成語のことで、本来は1つの生物種にとって必要な空間のまとまりを意味しますが、現在では元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全した区域を含めます。

光害(ひかりがい)

良好な照明環境の形成が「漏れ光」によって阻害されている状況またはそれによる悪影響を意味します。

過度な夜間照明は、天体観測や睡眠などの社会活動に障害を与えるほか、水稲等の農作物の生育不良、ウミガメ・鳥類等の野生生物の成育に影響をもたらすことがあります。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径10 μ m以下のものと定義されています。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがあり、また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があります。呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

防災・減災

防災とは、災害を未然に防ぐた

めの取り組みです。

また、減災とは、災害が発生した際の被害を最小限に食い止めるための取り組みを指します。

ボランティアごみ

以下の2つに該当するごみを指します。

- 1 町会等が、公共の場所の清潔保持・向上等を目的として、これらの場所をボランティア活動により清掃し一時的に出るごみ
- 2 町会等が、地域的な無償奉仕活動による行事を行い、一時的に出るごみ

ボランティアごみとして承認された場合、廃棄物処理手数料が免除されることから、その承認にあたっては、当該活動の主体、目的、内容等が、自発性（自主性）・奉仕性（非営利性）・無償性・公共性（公益性）という視点から妥当性を判断しています。

マ行

マテリアルリサイクル

ごみを原料として再利用する方法のひとつで、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料若しくは原料として使うことをさします。

水収支

ある範囲に出入りする水量の関係を表したものです。流入項目には、河川などによる表面流入量、降水量、地下水流入量などがあり、流出項目には、河川などによる流出量、蒸発量、水利用による取水量などがあります。

緑のカーテン

アサガオやヘチマなどツル性の植物で建物の窓や壁を覆うものです。夏季の強い日差しを和らげることなどにより、冷房費の削減等の効果があります。

猛禽類

獲物を捕らえるために、よく見える目、鋭い爪とくちばし、強く丈夫な脚を持っている鳥のことをいいます。大きくはタカとフクロウの仲間に分けられ、いずれも生態系の頂点に位置する生き物です。

モニタリング

監視・追跡のために行う観測や調査のことで、継続監視ともいいます。

ヤ行

屋敷林

古くからある家のまわりには、ケヤキやシラカシの茂る林があります。このような家を囲んでいる林のことをいいます。

有害大気汚染物質

大気汚染防止法により、低濃度長期暴露で発がん性などが懸念される有害な大気汚染物質について、健康被害の未然防止の観点から、モニタリング、公表、指定物質の排出抑制基準などの規定が追加されています。大気中の濃度の低減を急ぐべき物質（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類が取り上げられ、工場・事業場からの排出抑制対策が進められています。

湧水

地下水が崖や谷頭から地表に流れてたものをいいます。湧水はいつでも使える地下水として貴重ですが、都市では地表面の被覆が進み、雨水の浸透不足で地下水がかん養しにくくなり、地下水位が低下し、湧水が減少し枯渇する傾向にあります。

容器包装プラスチック

容器包装は、製品等を保存や保護する包装を言います。自治体が管理する最終処分場の逼迫に対してもっとも影響が大きいと見られた、びん、缶、ペットボトル等のワンウェイ容器のリサイクルを促進するため「容器包装リサイクル法」が制定されています。

要請限度

自動車騒音・振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・振動の防止のため舗装、維持または修繕の措置や都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請することができます。

その際の基準をいいます。

ラ行

緑被率

みどりの総量を把握する方法のひとつで、航空写真等によって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のことです。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどり等が含まれます。

林床植生

森林の中の地表面における植物体の集まりをいいます。太陽光線が届きにくく暗いので、そこに適した植物が生育します。

レアメタル

資源としては存在量が少ない、もしくは存在量が多くても採掘が難しいため産出量が少ない希少金属の総称で、プラチナ・モリブデン・コバルト・ニッケルなど、31種類があります。

近年レアメタルの枯渇や価格高騰が危惧されていることから、身近な電子機器にも多く含まれるレアメタル資源（「都市鉱山」と呼ばれる）の回収、リサイクルの取り組みが注目されています。

レッドデータブック（RDB）

絶滅のおそれのある野生動植物のデータを集めたもので、1966年国際自然保護連合（IUCN）が発行した「レッドデータブック」が最初です。日本では環境省が編集した「レッドデータブック」や各自治体が編集したものなどがあります。

ワ行

ワンド

河川の本流とはつながっているものの、入り組んで、池のようになっているところをいいます。ワンドは水の流れがゆるく、豊かに水辺の植物が生い茂って、魚の産卵や稚魚・昆虫・小動物などの生息に絶好の場所となっており、特有の生態系が形づくられています。



大田区環境基本計画

—『環境と生活・産業の好循環を礎とした
まろ
持続可能で快適な都市』を目指して—

発行年月：平成24年(2012年)3月
発行：大田区環境清掃部環境保全課
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
Tel03-5744-1362 Fax03-5744-1532

